



令和7年4月24日

巡回型通級指導、本格実施！

～通級で学ぶ児童生徒の学習時間の確保 保護者の負担軽減～

通級指導とは、小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を概ね週一回一時間程度、特別の指導の場で行う指導形態のことです。

福島市には通級指導教室が小学校6校、中学校3校に設置されており、令和7年度は小中学生合わせて398名の児童生徒が通級指導教室で学ぶことになっています。これまで、自分の学校に通級指導教室が設置されていない児童生徒は、保護者の送迎により、通学をしていたため、次のような課題がありました。

- 自分の学校と通級指導を受ける学校までの往復の時間、在籍している学級での授業が受けられない。
- 保護者にとって安全確保のための送迎が負担となっている。
- 送迎ができないため、通級をあきらめる。 等

これらの課題を解決するため福島市では、令和6年度より岡山小学校通級指導教室において教員が通級指導を受ける児童の学校を回り指導を行う「巡回型通級指導」を試行実施し、課題解決の大きな成果をあげることができました。県内でもモデルケースとなるべく令和7年度からの2年間で巡回型通級指導を本格実施し、通級で学ぶ児童生徒の在籍学級での学習時間の確保、保護者の負担軽減に取り組んでまいります。

記

1. 令和7年度巡回型通級指導を実施する学校

巡回指導を実施する学校	巡回型通級指導が始まる学校
蓬萊小学校通級指導教室	杉妻小学校、飯野小学校、松陵義務教育学校（前期）
岡山小学校通級指導教室	鎌田小学校、瀬上小学校
平野小学校通級指導教室	北沢又小学校、笹谷小学校、飯坂小学校、湯野小学校
鳥川小学校通級指導教室	吉井田小学校、荒井小学校、大森小学校
信陵中学校通級指導教室	福島第四中学校、清水中学校、野田中学校、吾妻中学校、平野中学校、西根中学校、北信中学校

※小学校は4月21日、中学校は4月28日より巡回型通級指導が順次開始

2. 令和8年度の見通し

令和8年度は福島市に設置されているすべての通級指導教室で巡回型通級指導が始まります。

※ ただし、教室環境等の関係上、「ことばの教室」については、従来どおりの拠点校型での指導となります。

担当：教育研修課教育支援係
課長 齋藤 係長 酒井
電話 024-536-6500（直通）

巡回型通級指導、本格実施！

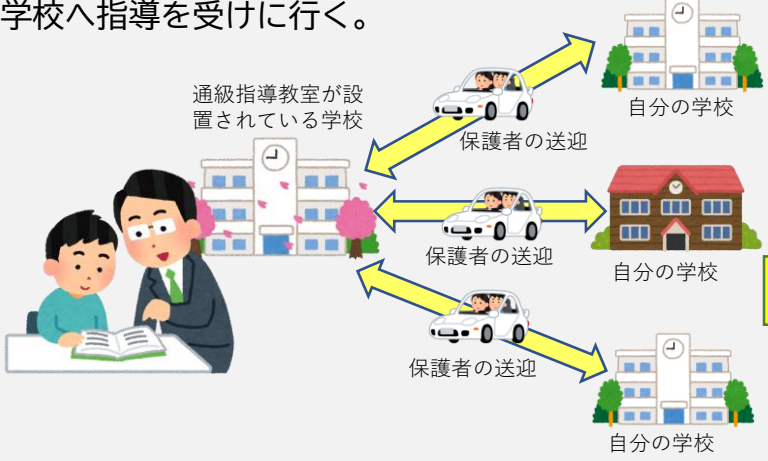
～通級で学ぶ児童生徒の学習時間の確保 保護者の負担軽減～

【通級指導とは…】

小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う学習形態のこと。令和7年度福島市では398名の児童生徒が概ね週一回、一時間程度の指導を受けることになっています。

【これまでの通級指導…拠点校型通級指導】

自分の学校に通級指導教室が設置されていない児童生徒は、保護者の送迎により通級指導教室のある学校へ指導を受けに行く。



福島市の通級指導

指導する教員が通級を受ける児童生徒の学校を回る

“巡回型通級指導”

を県内でモデルケースとなるべく本格実施！
(令和7・8年度)



【これからの通級指導…巡回型通級指導】

指導する教員が通級を受ける児童生徒の学校を回る。



〈巡回型通級指導を実施する障がい種〉

- ・自閉症
- ・学習障がい
- ・注意欠陥多動性障がい
- ※ 言語障がい通級は教室環境等の関係上、従来通り拠点校型で指導を受ける。

【課題】

- ・自分の学校と通級指導を受ける学校までの往復の時間、自分の学校の授業が受けられない。
- ・保護者の送迎が大きな負担となっている。
- ・送迎が難しく、通級を断念する場合がある。
- ・他校で学ぶ不安が生じる。 …



【課題の解決】

- ・授業を抜ける時間が減り、授業内容が分らなくなることが少なくなった。
- ・送迎の負担がなくなり、助かった。
- ・担任との情報交換がしやすくなった。
- ・あきらめていた通級指導を受けられるようになる。